

○議長 横尾 武志君

4 番、妹川議員の一般質問を許します。妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

4 番、妹川です。おはようございます。

一般質問に入る前に、町長に一言お祝いの言葉を申し上げます。

このたび、町長は一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会の会長に就任されたということで、我々としても喜んでおりますし、お祝い申し上げておきます。おめでとうございます。

さて、先ほどの決議案の件も出ましたが、まず 1 点について、この通告書にしたがって説明をしていきます。

担当の方、復唱はしなくても結構です。

22 年度の 50 床及び 25 年度の 80 床が不採択になったが、きょうまでその真相が明らかにされておらず、説明責任も果たされていません。隣接地主から 3 月議会に請願書が出されたけれども、その内容は町の取り組み方に対する不信から出たものです。しかし、議会は否決してしまいました。地主さんや入所を待ち望む人、そして町民の声を代弁して、次の点について尋ねます。

町長は、さきの 3 月議会で、私の質問の最後に、真摯にお答えしようとして一生懸命努力してると言われました。今回は、私の質問に対して回答をはぐらかすことなく真面目に、真摯に答えていただきたいと思います。

1 番ですが、芦屋町が推薦した A 事業者が今回不採択になりましたが、その理由と原因は何でしょうか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

福岡県からは、芦屋町から提出された協議書について、平成 25 年度の整備対象としない旨が届いております。福岡県では理由は公表しないとされていますので、理由は承知しておりません。ただし福岡県からは、採択に関しては総合的に判断するとの説明がございました。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

先ほど、川上議員から出ましたように、やはりこの問題についての反省と検証、そういう意味では町は県に対してどういうことかということで、なかなか回答はいただけなかったんでしょうけれど、やはり執行部は胸に手を当てて、何で不採択になったのかということを検証していただ

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

きたいと思っております。

それで、不採択の理由を私のほうから言います。これはあくまでも私の判断ではございますけれど。

これは本年2月の10日、ヒアリングがありましたね。県と地主とのヒアリングがありました。地主さんたちは反対の説明を得々と説明されました。

その反対理由はまず1、同意書は提出していないと、4人の地主さんですよ。そして、三軒屋地区に建設を予定していたA事業者が町に提出した同意書は、隣接地権者の成り済まし同意書ではないかということをおっしゃってました。

2点目。建設予定地の東側周辺は、農振地域であると。こんなところに4階建ての建物を建ててもらったら困ると。農業にも影響する。

それから3番目。ハザードマップによれば、この一帯は土地が低いため、今問題になってます地震、津波、遠賀川の氾濫による浸水が2メートル以上もあると。非常に低い所であると。こういう所に高齢者の方、そういう方々を入所するような建物があっという間か。

4番目。鉱害復旧跡地であり、地盤が軟弱であること。必ずやコンクリートの4階建ての建物がいずれは亀裂が入るであろうと。ということ。

それから5番目に、同意書の字図、隣接地権者の1人の同意書の字図が芦屋になってる。ここは山鹿だと。そういう間違っているものを町に提出されていること。我々、真の隣接地主をないがしろにしており、地主を侮辱するA事業者としましてやったと。そして町はなぜ11月9日にそういう協議書が提出されてるわけですから、我々地主に確認に来なかったのか。町が一番悪いということを切々と訴えられました。

そして、町、県は現地調査をされたんですね。そして町のずさんな選考が行われていたことが判明し、県は総合的に判断して不採択にせざるを得なかったと思われまます。それらしきことを言われましたから。

なぜなら、成り済まし地主が成り済まし同意書を提出して、それを元に福岡県が採択しておれば、全国の自治体から福岡県と芦屋町は脱法行為を行い、特養の精神に反した事業者を採択し、全国的に笑いもの、恥さらしになるというふうには判断したものだと思われまます。

また、地主が工事差し止め訴訟を起こせば、福岡県、芦屋町に対してこの問題が吹き、全国的な事案が繰り広げられていったであろうというふうなことを付け加えておきます。

どうでしょう。再度質問します。町が不採択になった理由と原因の検証を行うために、その後どのように町は考えていますか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

ただいま妹川議員の個人的見解については、私どもはどのようなこの述べる立場にはないと思います。

それと、今後になるんですけども、この特別養護老人ホームの整備に関しましては、基本は福岡県の整備方針、これに基づいて私どもも要項をつくってまいりますので、もし 26 年度協議が受け付けられるようになれば、この整備方針に基づいて事務を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

では、A 事業者と町の行為は、隣接地主さんたちの生活圏を脅かし、人としての尊厳と誇りを傷つけるものであったと。両者の不誠実さに対する地主さんの心労はいかばかりであったかと、今更ながら遺憾と、いうふうに私はこの場で前回話をしましたが、どうでしょう。地主さんへこれまでの経過を話し、謝罪をされましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

地主さんの所には参ってはおりません。謝罪というよりもさきの議会におきましても副町長のほうから申されましたけども、全町的にお知らせしていく、その方法として今回も町のホームページ、それから広報あしやで県が総合的に判断するという事で不採択となったということを知っておりますので、この点を記載させていただいた上で、説明を行っているというのがこれまでの説明になっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

芦屋広報に、公募の結果 2 事業者の協議書を受理しとか、選定委員会で慎重に委員会の委員の満場一致でと、通り一遍の回答ですよね。本当に、そういう被害に遭いそうになった人たちのその精神的苦痛に対して、こりゃ本当に失礼な文章ですよ。情けなく思います。

それで、次いきます。ある地主さんの同意書に、字図が芦屋と書いて、山鹿でありながら芦屋と書いてあったということについて、県の高齢者参事にも訴えられてましたけど、それについて質問をしたときに、事務上のミスと判断したと答弁してます、あなたはね。こんな、ミスで済ま

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

されるんですか。いいころ加減な審査ではなかったのかと思うわけですが、これ、事務上のミスと判断したからどうしたんですか。地主の所にもう 1 回書き換えて行きなさいと指導したんですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、妹川議員から質問がございました件につきましては、同意書が出されて、そして住所が大宇山鹿と記すべきところが、大字芦屋となってたつていうことで、なぜそういうふうパソコンが打たれていたかっていうことを——前回もお話したと思うんですけども——ご本人さんが自筆じゃなくて打ってきてくれっという要望の中で、同意書を作成されたと。そのことが本当であるかどうかということを確認したと。同意書っていうのは基本的には事業者のほうから持ってきますので、事業者が嘘ついたら全然だめなわけですよ。それで、事業者のほうに、これはどういう経緯なのかということを確認したところ、同意される方がそういうふうなご要望出されたんで打ちました、ところが、山鹿とすべきところを芦屋と打ってしまったということを確認して、これは事務上のミスでございましたということで、前回の議会で説明したとおりでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それじゃあ、いいころ加減なこといいんですかと言ってるわけですよ。だから、本当ならばこれはね、そういうように事務上のミスであったならば、もう一度地主さん所に行って、振り返って印鑑を押してもらうように指導しましたか、それだけですよ。指導したかしてないかですよ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

そこは、指導はしておりません。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

当初から妹川議員の一般質問をお聞きしてますと、前回の一般質問と似た、全く同じような一般質問されておるように見受けられるわけでございます。

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

私は 24 年度るとき、25 年度と、もう 5 回も 6 回もお話してると思うんですが、要はこの特養のいわゆる基本は何かという、このことについて何度もお話させていただいておると思うんですが。

この特別養護老人ホームは、介護事業であります。これは事業であるということは、県の立ち位置、町の立ち位置というものがあるわけございまして、これは県が要綱を出します。そして、事業者が自ら、県に出向いて行って、どういう書類がいつ、どうなのか、どうすればいいのか、というふうな、これは事業者自らがしなくちゃいけないところであるということは何度もお話してるはずでございます。あたかも町が、何か責任があるというようなことを始終言われますが、今おっしゃられたことも、我々としてもじくじたるものがあるわけで、どこまで入っていいのか。県が最終的に結論を出す。町はあくまでも県から事務を委託されておると。そして、初めてのことで担当としても、私はこの前もお話したように、必ず所管、県に 1 つ 1 つ、どんなことでも、細かいことでもいいから、県と相談してやんなさいと。町がどこまで介入できるのかということで、事業者が自ら、事業者のやってることを町がまたやりますと、これは 1 事業者に加担するような形になるわけございまして、町が自ら地元の自治区の同意を取る、隣接地の同意を取るということはこれは基本でありますので、そのことをもう何度も話してますけど、このことを基本にしてお話していただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

言葉を返すようですけど、私は 3 月議会で、私の質問に対してはぐらかすような答弁をし、そして問題の本質をわざと意図的に変えていくような答弁が随所にありました。そういう意味で、私はこの問題については当然執行部は、課長は、その点については通告書があろうがなかろうが、その点についてはちゃんと答えられる内容だと思うから質問しております。

次にいきます。

私は、3 月議会が終わりまして、県のほうに高齢福祉課参事に電話をいたしまして、この会議録、一般質問において私が、成り済ましの地主さんが成り済ましの同意書を提出したことについて、県に問い合わせたり相談したことがあるかという質問に対して、あなたは先ほど答弁したように、県と連絡、調整しながら確認を行って受領していますと、こういうような答弁でしたから、参事に電話をしまして、そうしましたら、会議録ができてからご返事いたしますということで返事をいただきました。それに対して、参事は私と話をされまして、2、3 日前に県のほうから連絡があったと思うんですけど、どのような話をされましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

昨日、県のほうから電話がございまして、もろもろですね、妹川議員からお電話いただいたこともございますし、今の議事録に関わらず議事録の件、それから今後どうですかとか、そういうお話もちょっと含めてもろもろあったってということで、個別にお話することはここでは避けさせていただきますと思います。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

では、この場でこういう説明していいのかわかりませんが、これは県の信用に関わることから、どうぞ、議会で話をして結構です、というふうに言われておりますので。

問い合わせしましたけど、会議録を見て返答するということでしたから、まあ私の話が具体的にわからないからということでしょうね。それで私は、そのときに成り済まし同意書を県は認めたんですか、町と県はぐるなんですかと、こういうことも聞きましたよ。でないこの文書を会議録を見たり、広報だよりを見ればそういうふうに見られますよというふうに言ったんですね。

それで、5月31日に回答がありました。誤解を招く答弁であります。妹川議員の質問の回答になっていませんね。課長の回答はすり替えており、はぐらかした答弁になってますね。分筆について町から問い合わせもなく、相談も一度もない。誤解を招く答弁であり、県としては迷惑である。そこで県は、会議録に書かれている答弁について、どのような趣旨でこのような回答をしたのか、町に聞いてみます。そして、誤解を招くような発言はしないことを申し述べます、こう言われました。そして、また今後、虚偽の説明や誤解を招くような発言は、すぐに連絡してください。この会議録からすれば、県は妹川議員が言うように、ぐると思われても仕方ありませんね。そして、町がこの場で、議会で、県に対して謝罪するかどうかは町の姿勢であると。また、妹川議員のニュースで、県の、町の回答によって、答弁によって誤解を招く答弁になっていると思われるから、県は迷惑であるということは、どうぞニュースで書いてください、ここまで言われました。それと、言っているですか、言っているですと。

さて、町は、県と町民に対してどう釈明しますか。この広報だよりはあなたが県と十分に調整、連絡し合いながら確認しておりますという発言してるわけですよ。県も認めたことになっとんですよ。この議員の皆さんもそう思っておられるかもしれませんよ。議会が、県が認めているんだから、問題なくなってるんだから、町が言ってることは正しいというふうに思ってる議員さんもおられますでしょうし、また議員さんの中には、町民の中には、これは県と町はぐるやなど、一

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

緒だなというふうに思ってる人もいるかも知りません。

そういう意味で、あなたはこの場ではっきりと、県と町民に対してどう釈明するのかお聞きしたいと思います。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

今、妹川議員が一番最初に言われました、ぐるであるというのはあくまでも何か犯罪を犯したような言葉に捉えましたですけども、そういうことでは全くございません。

それから、今、福岡県が芦屋町から一度も問い合わせがなかったということは本当でしょうか。そういうことは県は一言も言っておりません。私どももきちっと、いわゆるこの協議書、公募それから受理に至って全て県のほうに確認しております。それと隣接地権者につきましても、前回の議会のときの答弁書を見ていただいたらわかると思うんですけども、早い段階から隣接地権者とはどこですかということを確認して、その後も何度も何度も確認しております。そういう中で、隣接地権者とはいわゆる公図が申請された時点における事業予定地に隣接してる土地ですよ。これが隣接地の定義ですよということで、事務を進めております。

したがいまして、妹川議員が今いろいろ言われたようなことは全くきのうの電話でも聞いておりませんし、その後について県と妹川議員とのお話の中ではどういうことがあられた、まあ個人的な活動報告については私どもは承知いたしませんけども、妹川議員が言われたようなことは、県はそういうことは妹川議員には話したことも、県としても一度も受け付けたことないとか、そういうことは言われることに対して、私どもは全く身に覚えがありません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

議事録読んでみましょうか。分筆行為をした字図を見られて、あなたは疑問に思われたと思うんですけど、それについては県のほうに、こういう分筆された字図があるんですけども、この分筆行為については問題ないでしょうかということをお県に問い合わせをしましたか、こう言ってるんですよ。だからその 24 年度、20 年度関係ない、分筆行為をした字図が出ており、その分筆された字図のそういう同意書が出てるけれども、問題はありますかということをお聞きましたかということについては、そんなことについてはそんな話は一切聞いておりません。

再度言いますけど、あなたは、そういう分筆行為をされて、その分筆されたその同一名義人の同意書が出てたことについて疑問に思われたと思うんですけど、これは道路交通の安全対策と

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

かいうことを聞かれたかもわかりませんが、県に、この分筆、それからそういう同意書については問題はないでしょうかということをお聞きしましたか。それだけでいいです。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

同意書があるかないかということですか。ちょっとお待ちください。先ほど私が申しましたように、事業用地の横が隣接地になりますので、その同意書について事業用地として出ておれば問題ないかということは確認しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

だからそこをね、あなたがね、問題をはぐらかす回答なんですよ。

私が言ってるのは、真の地主が同意書じゃなくて、そういう分筆されたものの地主さんが、そしてそれ、同一名義人の地主さんが出した同意書、我々は成り済まし同意書と言ってるんですけど、そういうことについてあなたは、こういうことでよろしいんでしょうかということをお聞きしましたかとお聞きしてるんです。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

隣接地の所有者が、同一本人であろうかということはお所有者の問題ですよ。それで、隣接地とはどこか。それに基づいて同意書取りなさいというお話ですので、たまたまとして同じものが、いわゆる同じ所有者が同意書取る場合もあります。したがって、先ほどから申しておりますように、その土地の所有者が誰かというところで同意書。それが事業の申請時点の公図における隣の、事業予定地の隣、そこから取りなさいと言うのが県の判断ですので、それに基づいて私どもは同意書を確認したということです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

もうそれ以上は追及いたしません。

それで、分筆した字図と成り済ましの同意書を提出させ、それを町が受理し、福岡県に提出す

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

るとの、悪い意味、悪い言葉で言えば入れ知恵、これは住民の方とか地主の方が言われるんですけど、こんなことは普通思いつかないのに誰が入れ知恵したんか聞いてくれ、ということですから聞いております。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

質問のちょっと意味がわかんないんですけど、私どもは何も身に覚えがございません。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 鶴原 洋一君

今までの妹川議員のご質問、いろいろ伺っておりますと、妹川議員、冒頭におっしゃられましたように、妹川議員ご本人のこれは見解であろうというようなふうに、特定の事業者に関することについてこうではないかとか、こうだったのではないかのような質問にも思えるわけでございます。

ちょっと整理したいと思います。特別養護老人ホームの設置申請は、町長も申しましたように、事業者が責任を持って書類を提出する、このようなものです。

昨年度の事業者の申請内容などについては、町でその提出書類を審査し、具体的な事業を進めていく事業計画など、事業内容について第三者機関で審査した上で、福岡県へ協議書を提出していきまして、その手続きにおいて問題はなかったものと承知をしております。

その後ということですが、福岡県が示した 25 年度高齢者福祉施設等整備計画の芦屋町における特別養護老人ホームの設置の採択、不採択を決定する、この権限は福岡県であります。その結果、不採択となったものですが、福岡県は総合的に判断したというものでございます。これ以外のもは私どものほうに何もきておりません。したがって、本年 4 月 1 日の広報でも、同様の理由をお示しをしているところでありまして、説明責任は果たしておるというふうに考えております。

また、この不採択の情報自体は、当該事業者にとっては不利益になることが明らかであります。議員の提出された質問用紙には、A、B 事業者など、特定の名称は表現はされておりませんが、これまでのいろんな経緯から、または妹川議員自ら政治活動機関誌の中で、既に当該特定者の名称が明らかにされております。そういうことからそれを類推することもできます。個人情報保護条例第 6 条第 1 項第 2 号の、公開しない情報では、法人その他の団体に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することによって当該法人など、または当該個人に不利益を与えることが明らかであると認められるものということで、特定の事業者が不利益をこう

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

むる場合は公開しないことができるとされております。このようなことから、不採択に係る特定の事業者に関する情報については慎重に取り扱う必要があると考えます。

なお、既に 25 年度の福岡県高齢者福祉施設整備計画の選定は終了しております。芦屋町では、いまだ 100 人程度の多くの方々が特別養護老人ホームの入所を希望しておられます。町としては、できるだけ早期にこれらの方たちの願いがかなうよう、第 6 次福岡県高齢者保健福祉計画の最終年度でございます。本年度で再度、芦屋町に対して 25 年度の整備計画同様の 80 床の枠確保と、整備計画への計上について福岡県へ要望しているところでありまして、町長自身が直接福岡県に強く要望することとしております。そのうえで、芦屋町内に特別養護老人ホームの設置が実現し、待機しておられる方々が安心して暮らすことができるよう進めていきたいと考えています。今、このことが大切なことだと承知しているところです。

ついでには、町は 26 年度の高齢者福祉施設等整備計画における福岡県への協議書提出に向けてその枠の確保を強く要請するとともに、特別養護老人ホーム 80 床の実現に向けて、本当に真摯に取り組むたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

ぜひそういうような形で進めてもらいたいと思います。

県は、こういう審査権というのは、決定権は県でしょうけど、審査権は芦屋町にあるはず。それで、そういう審査の段階で、公平で中立で、公明な審査をしてほしかったと思うんですね。それで、この広報にもありますように、選定委員会の 2 回の審議を経て満場一致でと、こういうことでありましたから、1 つ聞きますが、このように町は選定委員会に対して、隣接地主の同意は分筆した人の同意書であり、同一名義人であるというようなことを説明をされましたか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

選定委員会の役割につきましては、公募要項にございます。6 項目ですね。これが審査項目がございまして、個々の審査項目の審査をお願いしてるところでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

そのような回答、どうして、質問に対してなぜ答えてくれないんですか。このように、町は選定委員会に対して同一名義人であるということ、隣接地主を当事者であるということを説明しましたかの、してるかしてないかだけでいいんですよ。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

このチラシが出ましたので、これにつきましては説明して、こういうチラシが出ておりますということは説明しております。そのときにチラシをいただいたときには地権者が同じであったとか、そういうことは確認できておりませんので、所有者が同じであるという説明はしておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

選考委員の方が、不満を漏らしておられます。もともとこういう同意書とか、こういうのは完全にクリアされた中でテーブルに資料を出されて、そして話し合っただけで審査していくべきなのに、こういう分筆した行為とかそういう隣接され、本当の意味の隣接地主ではない同意書が出てるなんて、想像もしませんよね。こういうようなことをおっしゃってありましたから、一言付け加えておきます。

それから、次にいきますけども、25年度の、22年度の50床について、もう時間がありませんから、これについては1つだけ質問いたしますけど。

24年度と25年度については広報あしやにも出ました。不採択になったということですね。応募者がいなかったとか、地区の同意書が出なかったとか、それから25年度については議員に対してもこういうふうなAという事業者を選定して意見書を添えて出しましたと、そして残念ながら不採択になりましたということをきめ細かに出されておりましたが、22年度については、申請時から不採択になった経緯を議会や町民に明らかにしておりませんね。これ、なぜですか。

○議長 横尾 武志君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、妹川議員ご存じかもしれませんが、22年度と昨年度につきましては、公募のやり方が、どちらかという公募主体というか、やり方が違っております。

昨年度につきましては、県の整備方針に基づいて芦屋町が公募を行って、県の整備方針では

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

1 事業種別ごと 1 事業者の協議を受け付けると、事業計画を受け付けるということですので、そこでの選定を行いますので、これについてはいつから公募して、そしていつから、やります。それと整備地域が 24 年度、25 年度っていうのは芦屋町の地域でございます。芦屋町の地域で 80 床を枠として与えると。したがって、その結果については芦屋町として当然広報として載せる必要があると思います。不採択だったかどうかということですよ。

ところが、22 年度につきましては、これは以前の第 5 次計画の中における特養の公募ということで、新設 50 床ということでこれは、遠賀郡 4 町、それから中間市を整備地域とした公募でございます。したがって、この公募の中では芦屋町から……。

○議員 4 番 妹川 征男君

簡略にお願いできませんか。なぜしなかったか、それだけでいいです。

○福祉課長 吉永 博幸君

いや、あの。

○議員 4 番 妹川 征男君

してないでしょ。

○福祉課長 吉永 博幸君

22 年の 6 月の 14 日に民生文教委員会で公募の状況を説明しております。それから、ちょっと今の説明の先に言おうとしてたんですけど、遠賀中間地域で公募しております。これは、県が結果説明をすべきところ、すべきものなんですけども、これにおいては福岡県のホームページにおいて公表されておりますので、一般的には町内における応募の状況、それから県における結果、それがされているというふうに解釈しております。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

じゃあ、特別養護老人ホームの件についてはこれで終わります。

2 点目の、ポートピア勝山の無償譲渡についてです。

3 番のスーパーマミーズの件とか、4 番目の城山の件についてはそこまで行き届かないかもしれませんが、先だってそういうふうになる可能性がありますのでということで、担当者の方には言っておりますので、その際はご了承ください。申し訳ありません。

ポートピアですね。平成 24 年 9 月議会において、ポートピア勝山の施設の所有者であるビー・ケーとの無償譲渡契約書を町は非公開にして補正予算を提案し、議会は賛成多数で可決しました。

そして、平成 24 年 11 月 15 日、芦屋町は勝山の地主から土地明渡請求として福岡地裁小倉

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

支部から訴えられ、現在裁判が行われているということですが、なぜ、これ、明らかにしないのかと。なぜ非公開にしなければならなかったのかということと合わせて、小倉地裁の裁判長からその無償譲渡契約書を提出せよというふうなことを命令が出て、町は開示してるんですね。にもかかわらず、私は開示請求を先日いたしました、議長を通して。それでも開示ができないというような回答でした。なのに、9月5日、昨年9月5日と6日は、非公開という形で議運が開催されて、その議運も非公開とされて、議運の議員さんは8人いらっしゃるんですけど、そういう無償譲渡契約書も交わして、開示されてあるんですね。

それで、私が思うには議運の議員と議運以外の議員を差別しているのではないかということをして昨年の委員会で言いました。国の情報公開法によれば、芦屋町も全国に先駆けて条例を制定しますよね。芦屋町の条例には、住民の公用文書の公開を求める権利を明らかにすることにより、町行政に対する住民の理解と信頼を深め、より一層の民主的な行政の推進を図り、住民参加による町政の進展に資することを目的とすると、に反するものであるということで、これを公開されないということに対して非常に問題意識があります。

ましては、昨年の9月議会では補正予算を可決したんですけど、無償譲渡契約書を見せずして提案し、そして我々議員はその無償譲渡契約書を見ずして補正予算に賛同していったわけですね。非常に責任は重たいと思うんです。

実は、私は今その契約書を持っています。当然これは公開されておりますので。それで、もう時間がありませんから、私はその契約書を見て唖然としたんですよ。この契約書を見ると、いかに芦屋町がこんな問題のある、その契約を交わしたかなど。第13条によると、漏えい、秘密漏えいという形で、そういう形で、第三者に明らかにしてはならないということなんですね。

それで、契約書を見てみますと、第2条には現況確認と。周辺自治区の同意について、菩提区と施設の譲渡について、本日現在、本日現在ですから6月18日ですね、同意していないこと。飛松区と締結すること。並びに締結、次に合意書を公正証書化する必要があると。

ここで質問したいんですけど、中原地区の同意書は取れたのかどうか、ちょっとご質問したいと思います。中原地区との同意書は取れたんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎隆好君

中原地区の同意の件ということですがけれども、現在中原地区とは要望書が提出されました後に協議を進めております。これまでに3回ほど協議をしておるわけですがけれども、現時点ではまだ同意をいただいているという状況にはありません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それから第 3 条にいきますと、これは契約書ですけど、細かい字で書かれてありますけども。それには、もろもろあるわけですね。第 3 条事前了承。引き渡しに際し、次の各場についてあらかじめ了承し、とあります。芦屋町はこれらのことについてビー・ケーへ一切の異議を申し出ないこと。つまり、譲渡後もビー・ケーが継続して同意作業するとは一切書かれていないのです。

第 2 条に定める事項には、借地契約に基づく地権者及びケー・ディー・エスの立ち退き要請、第三者の妨害、その他の事由により、ポートピア事業の継続が困難になる可能性があること。もろもろあります。リース、割賦販売契約、販売契約の継承、あるわけですね。

そして、第 13 条、先ほど言いました秘密保持、甲及び乙は、本契約の記載事項を第三者らに開示もしくは漏えいしないものとする、ただし、事前に相手方による承諾を得た場合はこの限りではない。この契約書は民と官ですよ。民の契約ならば第 13 条というのはあり得るんですけど、民と官の中の契約書でこんなもの、私見たこともないですし、まあほかの方もそうおっしゃるんですけど、何でこんな契約書交わしたんですか。もう簡単をお願いします。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎隆好君

譲渡契約書のほうを非公開とした理由ですけれども、この譲渡契約書についてはその時点でのお互いの状況を確認した上で株式会社ビー・ケーが地元の自治区の皆さん、地域住民の方々と約束した事項を芦屋町が引き継ぐという内容になっております。このため契約書には本文以外に開設当初に株式会社ビー・ケーと 1 個人が交わした金銭に関する約定書や覚え書きなど、多くの書類が添付されております。

これらの書類については民間企業と民間人が交わした約束書の書類でありますので、公開されることを前提としたものではございません。公開されることでこれらの方々に不利益が及ぶことなどを懸念して非公開の条項を契約書に盛り込んだものです。ご説明ありましたように、この条項で事前にビー・ケーの承諾を得た場合は公開できるというふうにしておるんですけども、現時点ではビー・ケーは承諾できないということです。現時点では非公開になっているという状況でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それで、この文書を読んで、この地方自治法第 96 条の議決議案に相当すると、私は判断します。これ、地方自治法には、96 条には、もうご存じ、当然議員の方も次に上げる事件を議決しなければならない、15 項目ありますけど、条例を設けたり改廃したり予算、決算を設定したりするとき、第 9 項目には、負担付きの寄附または贈与を受けるときは、これは議決議案であると、こう書いてありますね。そして芦屋町モーターボート競走事業の設置等に関する条例によれば、議会の議決を要する負担付きの寄附の条例、1、2、3、4 あります。負担付きの寄附または贈与の需要で、その負担となるべきものの見積価格が 15 万円を超えるものとか、不服申し立てがあつたり和解があつたり斡旋があつたり、そういう当該事件の目的物の価格が 15 万円を超えるものとか、町がその当事者である訴えの提起で当該訴訟物の価格が 15 万円を超えるものとかね。

この問題については今裁判が行われてますけど、これが完全に決裂するものか、和解になるのかわかりません。和解になれば 5 万、10 万円じゃあやっぱり解決しませんよね。お金が、負担がかかってくる。そしてもろもろの、今先ほど言いました、現状報告、それからその事前の、事前了承とかですね、こういうことから考えたら、相当な負担があるじゃありませんか。これ、なぜ 96 条には反しないと。委員会で、田島議員ですけど、契約をするときには弁護士と相談をしましたか、もう全部しましたという回答もありました。今もってどうでしょう。96 条議決議案に該当しないと断言できますか。

○議長 横尾 武志君

競艇事業局次長。

○競艇事業局次長 大長光信行君

ビー・ケーのほうから芦屋町に対して無償譲渡じゃなくて譲渡の依頼がありまして、その後は譲渡に向けて協議をしていったわけで、その中で最終的に無償譲渡ということになりまして、今回この契約を結ぶに当たりまして、今議員が言われるように、契約に基づく案件で負担付き寄附だとか贈与だとかいったものについては当然議会の議決の内容ということは承知しております。

この件につきまして、これが負担付き寄附譲渡になるかということについて、判例、実務提要等調べた結果、これはそれに値しないということで判断しております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

それが芦屋町の顧問弁護士さんもそういうふうにおっしゃるんですね。

○議長 横尾 武志君

事業課長。

○事業課長 藤崎 隆好君

弁護士の見解と言いますよりも、財務の実務提要の中に負担付き寄附の考え方というのが出ております。負担付き寄附については、その契約において一定の条件が付されて、その条件が履行できない場合は寄附が解除される場合の契約ということを指しておりますので、一般的に土地を寄附するけれどもその土地に道路を付けることを条件にするとか、公民館を建てることを条件にするとか、それができない場合は返還してもらいますよというようなケースが負担付き寄附であるというふうになっておりますので、今回のケースはそれに該当しないということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

昨年の 9 月議会でも、藤崎課長が返還の条件等の負担事項が付いていないからとか、それが委員会ではこれは議決議案ではないと、こういうようなことをおっしゃってましたけれど、そういうことを言われれば私たちもこういう契約書を持っておりませんので、ああそうかと思わざるを得ないんですけど、現にこれを見まして、これは間違いなく、これは議決議案であったと、じゃあもしこれ賠償金も決裂して田んぼに返したときには、何千万なり、8,000万、1億円かかるかもわかりませんが、そういうときにはどうなるんでしょうというふうに思ったりもします。

そして現に、今、裁判が行われているんですから、それに対して今裁判費用として顧問弁護士料を払ってますから、もう 15 万円をはるかに超えると思うんですね。そういうことについてもその負担付きになる。もろもろのものがあると思います。

でも私は、そういうふうに地方自治法 96 条、それからモーターボートの設置条例に対して、これは違反をしてるのではないかと。もしそうであればこの無償譲渡契約書は無効になると、こういうことも考えられるというふうに考えます。

それで、議長にお願いですけど、これは私が、ほかの議員さんは議会運営の方はまあちらっと見られたぐらいですから、これは公開されてますし、もう秘密にするようなものではありませんから、全議員の皆様へ配付していただくように議長のほうから申し入れをしていただきたいと思います。

○議長 横尾 武志君

当日の議会運営委員会は、秘密会のはずです。

○議員 4 番 妹川 征男君

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

2 回あったでしょ。これは秘密会です。

○議長 横尾 武志君

秘密会ですね。私、さっきから不思議に思うのに、その秘密会の秘密を漏らすということは、これは大変な懲罰問題になります。その契約書、どこから手に入れたん。

○議員 4 番 妹川 征男君

これはもう裁判で公開されてるんですよ。だから、それについては出所を。

○議長 横尾 武志君

裁判所から。

○議員 4 番 妹川 征男君

はい、裁判所が町に対してこの契約書を提示しなさいということをおっしゃいますから、これは原告の方や。

○議長 横尾 武志君

それじゃあね、ちょっと後日そういうことで局長と話しますが、秘密会の話は一切外部には漏らさないというのが議会ルールでありますので、ちょっと待ってほしい。

○議員 4 番 妹川 征男君

いや、秘密会議はあったことは言っているでしょ。中身のこと。

○議長 横尾 武志君

秘密会はいいですよ。秘密会であったと。だから、その秘密会の話とその秘密会の文書を出していかんということは、裁判所が出して妹川議員がもろうとるんやから、議会のもんが後で検討しましょう。

○議員 4 番 妹川 征男君

次にいきます、時間がありませんので。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほどの特養の問題もそうなんです、この勝山の問題もそうなんです、妹川議員がこう、もうずっと言ってるんですけど、町益というのをどういうふうにご考慮されているのかというのを疑問に思うわけでございまして、今ずっといきさつとか言われて質問されていたんですけど、これはビー・ケーはもう撤退すると、結局芦屋町がもし譲渡をしなければ、あそこを解体してもボートピアはやめるというところで、結局じゃあ懸案は何件かあるけど、それはビー・ケーと芦屋町でやりながら解決しましょうということでビー・ケーから無償譲渡を受けたということで、芦屋町に対しては、約 1 億、年間にして 1 億ですよ、結局ビー・ケーはそれを放棄したんやから、

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

土地も含めて、土地は恐らく計算したら 2 億数千万ぐらいなつたわけですね。そういうふうに町の利益を考えて結局競艇事業局執行部等々、ビー・ケー、弁護士も交えていろいろ協議した結果がこういう形で、一部の方がそういうふうに動かれておるといことですので、その辺は、やはり妹川議員もよく認識していただかないと、いつもこの話が出ますんで、その点よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

モーターボート競走事業の設置に関する条例の中に、そういう芦屋町のモーターボート競走事業の設置に関する条例の中に、そういう芦屋町のモーターボート競走における中身は本町の社会福祉の増進や以上の普及、教育、文化の発展、体育の振興、さまざまな形で町益になるようにやらなければならないですけども、そういう中であって、なぜ勝山の地主たちから訴えられなければならないのか、何か手落ちがあったんやないかということ言ってるだけです。そのことをちゃんと改善しないと、この問題については永遠と長引いていきますよ。誠意をもって回答、誠意をもって進めていただきたいというのが狙いでございます。

次に、いきます。スーパーマミーズ閉店と、スーパー麻生誘致についてということなんですけども、買い物難民対策等、中心市街地活性化を名目にしてスーパー麻生を誘致しましたが、スーパーマミーズが 6 月に閉店、6 月の 20 日ですかね、閉店すると言われてます。本当にスーパー麻生誘致は買い物難民に対する解決と、中心市街地活性化につながったのか、町長にお聞きします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ようやく正常な形に戻りましたが。

スーパーマミーズの閉店の噂というのは私も聞いておるわけですが、これは今私が別に聞いておるのは、今大家さん、家主さんが別のテナントを今、いろんな方面、不動産屋等に頼んで探しておるということ聞いております。まあまあそれはいいでしょう。

それから、妹川議員も時間気にしておられますが、これ、いろいろまた経過から話しますか、いいですか。これはもう船頭町の商業集積問題というのは、私、妹川議員、個人で町長室でお話させていただきましたよね、歴史。この船頭町や中心地が芦屋町にとってどういう歴史的経過を辿っておるかという形の中で、もう言いませんが、もう何度も話してますんで、このことも。

で、これは町のもう 20 年、30 年前からの施策であったわけで、それが 1 回、2 回、3 回と

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

やるうちに地元を各店舗決まり出したら地元の商店街の反対にあったということで、それで、そう思ううちにあそこのスーパーカジャが撤退したと。それに輪をかけて空き店舗ができ、商工会会長、副会長、部会長、部会長というのは正門通り商店街そのころ反対された方なんです、打ちそろって 10 数名。町で何とかしてくださいということから始まっておりますので。まあ妹川議員、いろいろおわかりになって質問されておるとおもいますんでもうこれ以上申しません。もう時間もあんまりないようでございますので、最後もう 1 問残っておるようでございますので、これぐらいにさせていただきます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

妹川議員。

○議員 4 番 妹川 征男君

そういう、確かに中心市街地の活性化もいいわけですけど、税金を 1 億 8,000 万とか 1 億 9,000 万円投資して、執行部が芦屋町、それから税金丸抱えのスーパー麻生であれば、当然マミーズさんは太刀打ちできませんね。いずれは遅かれ早かれ、早かれ遅かれ、これについては撤退されるのではないかというふうに危惧しておりましたけど。もうわずか 1 年余りで撤去されてしまったと、非常に残念です。そういう中であって、この芦屋町商工振興計画においては、そういうように船頭町を活用し、そして空き店舗や対策とかそういうことをやっていきたいということなんです。この点についてはやられているかどうか、まあやられてないのではないかということをお聞きします。

それで私は、私のニュース第 1 号ですけれども、実態調査をするときに町民の皆さまから、買い物難民対策としては玄関先までの宅配サービス、それから各地区公民館などでは定期的な移動の市場を開設、空き店舗の対策、商工会、商店主、町観光協会、町民による連携協議の設置をということを私はここで訴えましたけれど、そういうものについてやられてきたのかなと非常に疑問に思っております。

それで、次ですが、城山の現状と整備について。ちょっと読み上げます。

芦屋町観光基本構想が本年 4 月に出されましたが、数ある歴史、自然遺産の整備と継承及び観光資源としての位置付けが乏しく感じます。

そして、城山とかさまざまな歴史遺産がこうあるわけですけど、そういうところを今度は基本計画がワークショップなりさまざまな形で進められていくと思いますから、そういう歴史遺産的なものも観光スポットとして取り上げていただけたらなと思っておりますので。

十分でありませんでしたけど、これで私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

平成 25 年第 2 回定例会（一般質問）

以上で、妹川議員の一般質問を終わります。